

福井県社会福祉施設におけるサービス継続支援事業費補助金（障がい分）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症発生時において、必要な障がい福祉サービスを継続して提供するため、障がい福祉サービス事業所等が行うサービス継続支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付基準等）

第2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について（令和3年10月29日付け障発1029第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。（令和4年3月31日改正））の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施される以下の事業とする。

（1）障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象となる事業所・施設等

以下の①から④に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

- ① 利用者または職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
※ 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。
- ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
- ③ 感染等の疑いのある利用者または職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障がい者支援施設または共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）
※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。
- ④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所
※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合または感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

イ 助成額（基準単価）および対象経費

別添1に規定する。

(2) 障がい福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①または②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

- ① (1)のアの①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障がい福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 助成額（基準単価）および対象経費

別添1に規定する。

2 次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者
- (3) 自己、その属する法人その他の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 この補助金は、別添1のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、障がい福祉サービス等報酬および他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれ

か低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと

- (2)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと
- (3)事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと
- (4)事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと
- (5)事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと
- (6)知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがあること
- (7)事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと
- (8)補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記第5号様式により別途知事が定める日までに知事に報告しなければならないこと
- (9)補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない、ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第4条の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請書)

第5 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には別記第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更承認申請書)

第6 第3の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止または廃止の承認申請)

第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、または廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由または事業の遂行が困難となった理由および事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による実績報告は、別記第4号様式により別途指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。